

# 千葉県土地改良財産管理規則 改正概要

平成27年11月2日

千葉県農林水産部耕地課

千葉県土地改良財産管理規則については、土地改良財産の管理及び処分について必要な事項を定めているところですが、引用法令の改正に伴い、引用表番号にずれが生じたことなどから、所要の改正を行うものです。

## 1 改正箇所

第十六条第二号中「別表第七」を「別表第一（水利権にあつては、同令別表第三）」に改めます。

## 2 改正理由

千葉県土地改良財産管理規則第十六条第二号中の引用法令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）の引用表（別表第七）について、平成20年度税制改正（平成19年3月30日財務省令第21号）により削除となり、その際、別表第七中の構築物については別表第一に統合・整理されました。

なお、引用法令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）の別表第三には水利権の耐用年数が規定されていますが、千葉県土地改良財産管理規則においても水利権を土地改良財産のひとつとして規定しているところです。

よって、「別表第七」を「別表第一（水利権にあつては同令別表第三）」に改めるものです。